

労災保険
審査請求事務取扱手引

平成 28 年 3 月

厚生労働省労働基準局

基発0318第3号

平成28年3月18日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

(公印省略)

「労災保険審査請求事務取扱手引」の改正について

労働者災害補償保険に関する審査請求事務(労働基準法第85条及び第86条に基づく審査及び仲裁を含む。)については、「労災保険審査請求事務取扱手引」(平成26年8月7日付け基発0807第10号。以下「手引」という。)をもって指示したところであるが、今般、行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第69号)により改正された労働保険審査官及び労働保険審査会法(昭和31年法律第126号)及び関係法令が、平成28年4月1日から施行することとされた。これに伴い、手引を別添のとおり改正したので、下記に留意の上、今後の事務処理に遺漏なきを期されたい。

記

1 適用

原処分をした日が平成28年4月1日以後である審査請求に係る事務に適用する。

なお、処分の時点の判断は、平成28年2月25日付け基発0225第9号の記の3(2)によること。

2 経過措置

原処分をした日が平成28年3月31日以前である審査請求に係る事務については、この通達による改正前の手引により行うこと。

目 次

第 1 部 審査請求及び再審査請求

I 審査請求制度の意義及び概要	- 3 -
II 労働者災害補償保険審査官	
1 意義	- 6 -
2 審査官の管轄区域	- 7 -
3 審査官の任務	- 7 -
III 労働者災害補償保険審査参与	
1 参与制度の意義及び参与の地位等	- 9 -
2 指名の手續及び指名期間	- 9 -
IV 審査請求手續	
1 審査請求の対象	- 12 -
2 審査請求人	- 18 -
3 代理人	- 18 -
4 利害関係者	- 21 -
5 審査請求の期間	- 22 -
6 審査請求書の記載事項	- 24 -
V 再審査請求手續	- 29 -

第 2 部 審査請求の事務処理

I 審査請求事務の流れ	- 33 -
II 執務の基本的態度	
1 基本的態度	- 34 -
2 審査請求事務の基本方針	- 34 -
3 留意事項	- 37 -
III 審査請求事務の開始	
1 審査請求の申立て	- 38 -
2 審査請求の受付	- 38 -
3 指導による解決	- 40 -
4 移送	- 41 -
IV 要件審理	
1 適法要件	- 43 -

2	不適法な審査請求と却下決定	- 44 -
3	補正命令	- 44 -
V 本案審理		
1	審理の進め方の概要	- 49 -
2	審理を進めるに当たっての留意点	- 49 -
3	審査請求処理計画の策定	- 50 -
4	特定審査請求手続の計画的遂行	- 50 -
5	関係者に対する通知	- 52 -
6	審査請求の併合と分離	- 59 -
7	審査請求と原処分の執行停止	- 62 -
8	争点整理	- 62 -
9	意見の陳述	- 64 -
10	口頭意見陳述	- 69 -
11	審査請求の趣旨及び理由の変更	- 77 -
12	証拠物件の提出	- 77 -
13	審査請求手続の受継	- 78 -
VI 資料の収集		
1	意義	- 80 -
2	審理のための処分	- 80 -
3	資料収集に当たっての留意事項	- 87 -
4	審問	- 88 -
5	物件等提出命令	- 93 -
6	鑑定	- 96 -
7	立入検査	- 101 -
8	受診命令	- 102 -
VII 参与からの意見聴取		
1	概要	- 105 -
2	参与会	- 105 -
3	参与会への提出資料	- 105 -
4	参与会での意見聴取の結果資料	- 106 -
VIII 文書その他の物件の閲覧等		
1	文書その他の物件の閲覧等	- 107 -
2	文書その他の物件の閲覧等の対象	- 108 -
3	文書その他の物件の閲覧等の事務処理	- 109 -
IX 審査請求事務の終了		
1	概要	- 124 -

2	審査請求の取下げ.....	125
3	決定.....	129
4	決定書の作成要領について.....	131
5	決定の効果.....	151
6	決定の変更及び更正.....	155
7	不作為についての不服申立て.....	158
8	「義務付け訴訟」及び「仮の義務付けの申立て」について.....	158
X 審査請求に伴うその他の事務処理		
1	整理・保存.....	160
2	報告.....	161
3	審査請求の費用.....	161
4	審理のための処分に関する証人等の旅費、鑑定料等.....	162
5	口頭意見陳述に関する審査請求人等の旅費.....	162
6	労災保険専門調査員の活用.....	165
7	再審査請求の受付事務.....	165
8	審査官の審査会への対応.....	165
9	裁判所等からの文書提出命令等への対応.....	166
X I 決定を経ずに再審査請求等が行われた事件の事務処理		
1	対象となる審査請求.....	167
2	3か月の期間計算について.....	167
3	再審査請求が行われた場合の事務処理について.....	167
4	行政訴訟が提起された場合の事務処理について.....	168
 第3部 審査請求及び再審査請求に伴う署長等の事務		
I 署長等の事務		
1	署長等の事務の種類.....	173
2	審査請求に対する署長等の基本姿勢.....	173
3	経由機関たる署長の事務.....	173
4	審査官及び審査会への意見・資料提出.....	174
5	審査請求における口頭意見陳述に係る原処分庁としての対応.....	175
6	再審査請求における審理に係る原処分庁としての対応.....	175
II 意見書の作成要領		
1	概要.....	180
2	意見書に記載すべき事項.....	181
3	意見書作成上の留意点.....	181
4	証拠資料に関する留意点.....	183

5	意見書の記載例	- 186 -
6	却下決定事件についての意見	- 196 -
III 局管理者における取組み		
1	進行管理及び支援体制の確立	- 198 -
2	審査請求事件の検証	- 198 -
3	再審査請求事件の検証及び原処分庁の意見書作成等について	- 199 -
4	審査官が除斥事由に該当した場合の対応	- 199 -
5	その他の支援対策	- 200 -

第4部 労働基準法に基づく審査又は仲裁

I 概要

1	意義	- 205 -
2	対象	- 205 -

II 署長が行う審査又は仲裁

1	申立て手続	- 207 -
2	職権による審査又は仲裁	- 207 -
3	審査又は仲裁の手続	- 208 -
4	結果の方式	- 208 -
5	効果	- 209 -
6	民事訴訟との関係	- 209 -

III	審査官が行う審査又は仲裁	- 210 -
-----	--------------	---------

第5部 審査請求関係事務様式

規則様式

第1号	労働保険審査請求書	- 213 -
第2号	労働保険審査請求書（雇用保険）	(略)
第3号	労働保険再審査請求書	- 214 -
第4号	労働保険再審査請求書（雇用保険）	(略)
第5号	審理のための処分の申立書	- 215 -
第5号の2	交付実施申立書	- 216 -
第6号	労働者災害補償保険審査官証票	- 218 -
第7号	雇用保険審査官証票	(略)
第8号	労働保険審査会審査員証票	(略)
第9号	手続受継届	- 218 -
第10号	決定・裁決更正申立書	- 219 -
第11号	参加申立書	- 220 -

第12号	審理非公開申立書	- 221 -
第13号	調書閲覧請求書	(略)
審査様式		
第1号	審査請求聴取書	- 222 -
第2号	管轄違いの理由による移送について（管轄審査官あて）	- 223 -
第3号	管轄違いの理由による移送について（審査請求人あて）	- 224 -
第4号	審査請求の補正について	- 225 -
第5号	補正書	- 226 -
第6号	審査請求の補正の督促について	- 227 -
第7号	審査請求の受理について（審査請求人あて）	- 228 -
第8号	審査請求受理及び意見書の提出について（原処分庁あて）	- 229 -
第9号	審査請求の受理について（利害関係者あて）	- 230 -
第10号	審査請求の受理について（参与あて）	- 231 -
第11号	審査請求の受継について	- 232 -
第12号	非承継意思確認書	- 233 -
第13号	審査請求手続の終了について（取下げ、再審査請求受理の場合）	- 234 -
第14号	審査請求手続の中断について（承継人存否不明の場合）	- 235 -
第15号	審査請求の併合について	- 236 -
第16号	審査請求の分離について	- 237 -
第17号	来庁要求通知書	- 238 -
第17号の2	原処分庁意見書の送付及び審査請求人からの意見の聴取について	- 239 -
第17号の3	原処分庁意見書の送付について	- 240 -
第18号	労災保険給付請求権の時効について	- 241 -
第19号	証拠となるべき資料の提出について（原処分庁あて）	- 242 -
第20号	証拠となるべき資料等の提出について（審査請求人あて）	- 243 -
第21号	意見書遅延理由書の提出について（依頼）	- 244 -
第22号	意見書遅延理由書の提出について（回答）	- 245 -
第23号	来庁の依頼について（参考人あて）	- 246 -
第24号	意見書の提出依頼について	- 247 -
第25号	鑑定の依頼について	- 248 -
第26号	物件の提出について	- 249 -
第27号	審査資料の提出の督促について	- 250 -
第28号	提出物件預り証	- 251 -
第29号	提出物件受取証明書	- 252 -
第30号	受診の命令について	- 253 -
第31号	審理のための処分の囑託について	- 254 -

第 32 号	決定の更正について.....	- 255 -
第 33 号	審査請求取下げ書.....	- 256 -
第 34 号	審査請求事件に係る官報掲載について.....	- 257 -
第 35 号	参与候補者の推薦について.....	- 258 -
第 36 号	審査請求文書受付・送付簿.....	- 259 -
第 37 号	審査請求処理計画・処理経過簿.....	- 260 -
第 38 号	審査請求事件綴表紙.....	- 262 -
第 39 号	審査・仲裁申立書.....	- 263 -
第 40 号	審査費用（旅費）請求書.....	- 264 -
第 41 号	審査費用（意見書料 鑑定料 審査資料作成実費）請求書.....	- 265 -
第 42 号	口頭意見陳述の実施について.....	- 266 -
第 43 号	文書その他の物件の閲覧等申立書.....	- 268 -
第 44 号	文書その他の物件の閲覧等に係る意見の確認について.....	- 269 -
第 45 号	文書その他の物件の閲覧等について（通知）.....	- 271 -
第 46 号	手数料減額・免除申請書.....	- 273 -

凡 例

法令の表示や用語の引用については、次の略語を用いた。

労働基準法	労基法
労働者災害補償保険法	労災法
労働者災害補償保険法施行規則	労災則
労働保険審査官及び労働保険審査会法	労審法
労働保険審査官及び労働保険審査会法施行令	労審令
労働保険審査官及び労働保険審査会法施行規則	労審則
行政不服審査法	行審法
行政事件訴訟法	行訴法
行政手続法	行手法
民事訴訟法	民訴法
行政機関の保有する個人情報に関する法律	個人情報保護法
行政機関の保有する情報の公開に関する法律	情報公開法
都道府県労働局	局
都道府県労働局長	局長
労働基準監督署	署
労働基準監督署長	署長
原処分をした労働基準監督署長又は労働局長	原処分庁
労働保険審査会	審査会
労働者災害補償保険審査参与	参与
労働者災害補償保険	労災保険
官印	官印
私印	印

第1部 審査請求及び再審査請求

I 審査請求制度の意義及び概要

行政庁の違法又は不当な処分が行われた場合、これに不服のある者の権利利益の救済及び行政の適正な運営を確保するための不服申立手続については行審法に、訴訟手続については行訴法にそれぞれ一般的に規定されており、労災保険給付に関する処分についても原則的にはそれぞれの法律によることとなるが、労災法に基づく処分の特殊性にかんがみ、同法では、特に簡易迅速な決定を行う第一審の審査機関として審査官、厳格慎重な裁決を行う第二審の審査機関として審査会を規定している（労災法第 38 条及び第 40 条）。

再審査請求及び行政訴訟として国を被告とする処分の取消しの訴えについては、原則として審査官の決定を経ることを要件としている（審査請求前置主義、労災法第 38 条第 1 項、労災法第 40 条、行訴法第 8 条）が、審査請求をした日から 3 か月を経過しても審査官の決定がないときは、審査官が審査請求を棄却したもののみなし（労災法第 38 条第 2 項）、再審査請求及び行政訴訟の提起（労災法第 38 条第 1 項、行訴法第 8 条第 2 項第 1 号）をそれぞれすることができることとされている。

労災法第 38 条（審査請求等）

保険給付に関する決定に不服のある者は、労働者災害補償保険審査官に対して審査請求をし、その決定に不服のある者は、労働保険審査会に対して再審査請求をすることができる。

② 前項の審査請求をしている者は、審査請求をした日から三箇月を経過しても審査請求についての決定がないときは、労働者災害補償保険審査官が審査請求を棄却したもののみなすことができる。

③（略）

労災法第 40 条（不服申立ての前置）

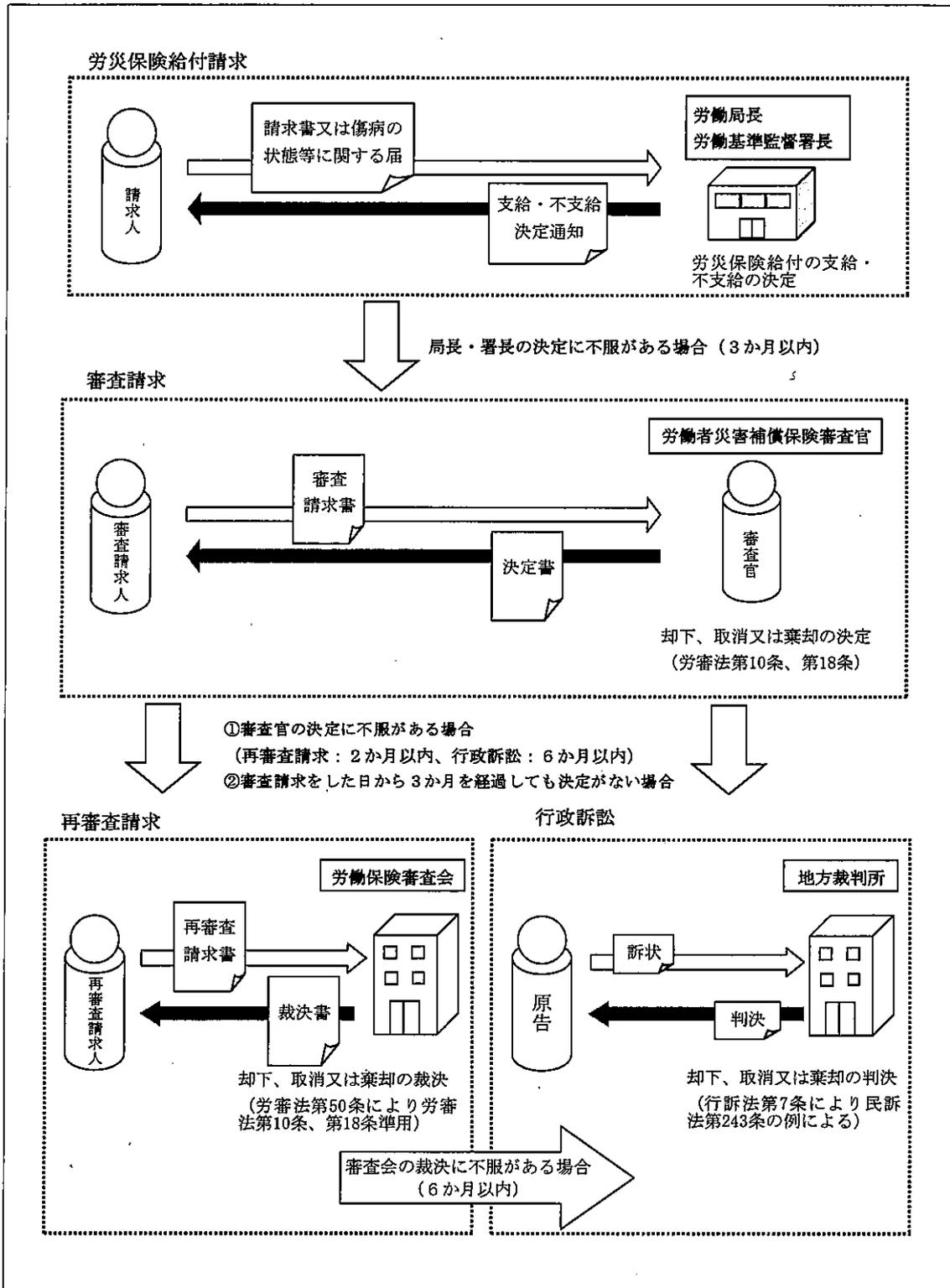
第 38 条第 1 項に規定する処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求に対する労働者災害補償保険審査官の決定を経た後でなければ、提起することができない。

これは、労災保険給付に関する決定が大量に行われる処分であり、行政の統一性を確保する必要があること、処分の内容も専門的知識を要するものが多いことから、できる限り行政機関内部において迅速かつ簡易に違法又は不当な処分を是正することが望ましいこと、行政不服審査は簡易迅速な処理をその本旨とすることから、訴訟の前に審査請求を経由させても、審査請求人の裁判を受ける権利を損なうことにはならないことを前提としている。

なお、労災法第 38 条の規定に基づく審査請求及び再審査請求については、行審法第 2 章（第 22 条を除く。）及び第 4 章の規定は適用しないとされている（労災法第 39 条）。また、

審査請求（再審査請求）に対する処分については、行手法第3条第1項第15号「審査請求、再調査の請求その他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の処分」に該当することから、行手法第2章から第4章の2までの規定は適用除外とされている。

保険給付に関する決定に係る審査請求制度の概念図



Ⅱ 労働者災害補償保険審査官

1 意義

(1) 審査官の任命と除斥事由

ア 任命

審査官は、各都道府県労働局に置かれ、行政職俸給表（一）による職務の級が3級以上の労働基準監督官又は厚生労働事務官のうちから厚生労働大臣によって任命される（労審法第2条の2及び第3条、労審令第1条）。

イ 除斥事由

審査官は、次の①から⑦までに掲げる者以外の者でなければならない（労審法第7条第2項）。

- ① 審査請求に係る処分に関与した者又は審査請求に係る不作為に係る処分に関与し、若しくは関与することとなる者
- ② 審査請求人
- ③ 審査請求人の配偶者、四親等内の親族又は同居の親族
- ④ 審査請求人の代理人
- ⑤ ③又は④であった者
- ⑥ 審査請求人の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人
- ⑦ 利害関係者（労審法第13条第1項に規定する利害関係者をいう。）

(2) 審査官の職権行使の準則

審査官は、その設置の目的にかんがみ、職権の行使に当たっては、公正かつ迅速にその事務を処理しなければならない（労審法第4条）。

保険給付に関する行政処分等への不服申立てについては、本来裁判による訴訟手続によるべきであるが、手続が煩雑で、高額な費用と長い期間を必要とすることなどから、労働者が救済を求める上で妨げとなる点が少なくない。そこで、行政内部に準司法的機能を有する機関を置くことにより、公平な立場から簡易・迅速に不服申立ての処理をすることとしたのが本審査請求制度の趣旨である。このような制度の趣旨に基づき、第一審たる審査官に対し、特に公正かつ迅速な処理について規定されていることに留意し、行政機関の一員として、できる限り速やかに決定を行い、審査請求人である労働者等の不安定な状態の解消に努める必要がある。

なお、審査官は、服務に関しては局長の管理監督下にあるが、個々の審査請求事件の判断・処理は、独立した行政機関として行う。

(3) 行政解釈との関係

審査官は、審査請求について独立して個々に判断するが、その判断は、法令に基づくことはもとより通達にも従うことを要し、審査請求の対象となる行政処分がこれらに違反又は違背していないかどうかの点に止まることとなる（「審査官は、厚生労働省内部の行政組織の一部として法令及びその解釈適用に関し厚生労働省の行政解釈を明らかにした通達に基づいて判断することは当然である。」長崎地裁昭和 61 年 11 月 28 日判決）。

なお、審査会の裁決については、先例として参考となりうるが、厚生労働省の行政解釈ではないので、審査官はこれに拘束されるものではない。

2 審査官の管轄区域

審査請求事件がいずれの審査官の管轄に属するかについては、原処分庁の所在地によって定まるものであり、審査請求人の住所又は居所とは関係がない。

すなわち、原処分庁の所在地を管轄する局に置かれた審査官が当該審査請求事件を担当することとなる（労審法第 7 条）。

3 審査官の任務

審査官は、労審法第 2 条第 1 項及び第 6 条により規定される労災法第 38 条第 1 項及び労基法第 86 条第 1 項の規定による次の事務を所掌する。

- (1) 保険給付に関する原処分庁の決定に対する不服申立ての第一審としての審査（労災法第 38 条第 1 項）。
- (2) 労基法の規定による業務上の負傷、疾病又は死亡の認定、療養の方法、補償金額の決定その他補償の実施に関する異議についての署長の審査又は仲裁の結果に不服がある者からなされた申立ての審査又は仲裁（労基法第 86 条第 1 項）。

労審法第2条（所掌事務）

労働者災害補償保険審査官は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第38条第1項の規定による審査請求の事件を取り扱う。

② 略

労審法第6条（審査及び仲裁の事務）

労働者災害補償保険審査官は、第2条に規定する審査請求の事件を取り扱うほか、労働基準法（昭和22年法律第49号）第86条第1項の規定による審査及び仲裁の事務を取り扱う。

労基法第85条（審査及び仲裁）

業務上の負傷、疾病又は死亡の認定、療養の方法、補償金額の決定その他補償の実施に関して異議のある者は、行政官庁に対して、審査又は事件の仲裁を申し立てることができる。

- ② 行政官庁は、必要があると認める場合においては、職権で審査又は事件の仲裁をすることができる。
- ③ 第1項の規定により審査若しくは仲裁の申立てがあつた事件又は前項の規定により行政官庁が審査若しくは仲裁を開始した事件について民事訴訟が提起されたときは、行政官庁は、当該事件については、審査又は仲裁をしない。
- ④ 行政官庁は、審査又は仲裁のために必要であると認める場合においては、医師に診断又は検案をさせることができる。
- ⑤ 第1項の規定による審査又は仲裁の申立て及び第2項の規定による審査又は仲裁の開始は、時効の中断に関しては、これを裁判上の請求とみなす。

労基法第86条

前条の規定による審査及び仲裁の結果に不服のある者は、労働者災害補償保険審査官の審査又は仲裁を申し立てることができる。

- ② 前条第3項の規定は、前項の規定により審査又は仲裁の申立てがあつた場合に、これを準用する。

Ⅲ 労働者災害補償保険審査参与

1 参与制度の意義及び参与の地位等

(1) 参与制度は、審査官が労使代表の専門的知識を活用し、あるいは労使の実情、慣行等についてそれぞれ意見を聴くことが事実の認定等に当たり資するところが大きく、審理の公平、的確を期せられることから設けられたものである。

(2) 参与は、審査官が審査請求を受理したときはその旨の通知を受け（労審法第 13 条第 1 項）、当該事件につき、審査官に対して意見を述べ（同条第 2 項）、証拠となるべき文書その他の物件を提出し（労審令第 12 条）、審理のための処分の申立て（労審法第 15 条第 1 項）、文書その他の物件の閲覧等の申立て（労審法第 16 条の 3 第 1 項）をすることができる。

審査官は、参与の述べた意見を尊重しなければならない（労審令第 8 条第 1 項）。

ただし、労審令第 8 条第 1 項の趣旨は、事件の解明に当たり、労使代表たる参与の専門的知識を活用し又は労使の実情、慣行等について意見を聴くことにより、審査官の審理の公平、的確を期することにあり、審査官は、参与の意見に拘束されるものではない。

したがって、審査官が十分な審理を行った結果、確信に至った判断が参与と見解を異にしても自らの判断に従った決定を行うべきである。

参与から審理のための処分の申立てがあった場合にも、その申立てを尊重しなければならない（労審令第 13 条第 5 項）が、事実、争点の解明のための必要性等を踏まえ、審理のための処分を行うか否かは審査官の判断による。

(3) 参与に提供する審理関係資料については、参与から事件に即した専門的知識や労使の実情、慣行等について労使の代表者としての意見を聴くために必要なもので十分であることから、例えば決定書（案）から本文や結論などの評価部分を除いた事実関係部分を参与に提示し、その他の資料は、参与からの要望がある場合に必要に応じて提示することとして差し支えない。

また、審理関係資料が、その目的外に利用されることのないよう配慮すべきである。

なお、参与に対しては、辞令交付時において、参与としての立場から知り得た情報を在任中はもとより、退任後も漏らしてはならない旨を十分に説明すること。

2 指名の手續及び指名期間

参与は、局ごとに労働者代表、事業主代表各 2 名ずつを関係団体の推薦によって厚生

労働大臣が指名する（労審法第5条）。

参与を推薦する資格を有する団体は、労災保険に係る労働保険の保険関係の成立している事業に使用される労働者の加入している労働者の団体（通常は労働組合）又はこれらの事業の事業主の加入している事業主の団体であって、当該局の管轄区域内に組織を有するものに限られる（労審令第2条第1項）。

参与の指名期間は、2年（後任者が指名されるまでは引き続きその地位を有する。）である（労審令第2条第3項）が、参与の指名は半数ずつ毎年行われる。

指名の手續は、次のとおりである。

- (1) 厚生労働大臣が参与の候補者の推薦依頼を官報に公示する。
- (2) 参与の候補者を推薦しようとする団体は、「参与候補者の推薦について」（審査様式第35号）による推薦書正副2通及び候補者の履歴書2通を締切期日までに局長を経由して厚生労働大臣あて提出する。前参与を引き続き参与として推薦するときも同様の手續を要する。
- (3) 推薦書及び履歴書の提出を受けた局長は、推薦書（副）1通及び履歴書（副）1通を保管用に残し、推薦書（正）1通及び履歴書（正）1通に推薦団体の性格及び組織の状況についての説明書を添えて、速やかに厚生労働省労働基準局長あて送付する。推薦された候補者が数名あるときは、局長は意見を付して送付するものとする。
- (4) 厚生労働大臣は、推薦された候補者のうちから適当と思われる者を参与に指名する。参与が転勤、死亡等の理由により、欠員になったときは、厚生労働大臣あて辞任届（死亡の場合は当該参与の推薦団体が行う。）を提出させ、速やかに補欠の指名を行わなければならないが、補欠の場合の指名の手續は推薦に準じて行われる。この場合、指名の期間は前任者の残任期間である（以上の指名手續については、本省労災管理課で担当している。）。

平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

団体名及びその代表者名 ㊤

参与候補者の推薦について

労働保険審査官及び労働保険審査会法第5条の規定に基づく
関係者を代表する者の候補者として、次の者を推薦します。

氏名	年齢	所属団体名及びその地位	略歴	備考

- (注) (1) 所属団体名及びその地位の欄には、その所属する団体及びその地位が二つ以上ある場合は、その全部を列挙して記入すること。
(2) 略歴の欄には、被推薦者の所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。

(備考)

- (1) 提出部数は正副2通とすること。
(2) 履歴書2通を添付すること。

IV 審査請求手続

1 審査請求の対象

(1) 審査請求の対象となる処分

審査官に対する審査請求の対象となるのは、労災保険に関する行政処分のうち、保険給付に関する決定に限られる（労災法第 38 条第 1 項）。このため、業務上外、傷病の治ゆ日、再発及び障害等級等の認定は保険給付をするか否かの処分の前提となる要件事実の認定にすぎないことから、審査請求の対象となる処分ではない。

なお、保険給付に関する決定とは、保険給付の支給又は不支給に関する処分をいい、受給権者の権利に直接かつ具体的な法律効果を及ぼす処分である。例えば「障害補償給付 〇〇〇,〇〇〇 円を支給する。」「〇年〇月〇日から〇年〇月〇日までの休業補償給付は支給しない。」、又は「〇年〇月〇日から〇年〇月〇日までの〇〇日間の休業のうち〇〇病院において治療を受けた〇日分についてのみ休業を認め、〇日分〇,〇〇〇円の休業補償給付を支給する。」という処分である。

また、労災法第 31 条第 1 項に基づく費用徴収、同法第 34 条第 1 項、第 35 条第 1 項、第 36 条第 1 項に基づく特別加入の承認又は不承認等は保険給付に関する決定ではないことから、審査官に対する審査請求の対象とはならない（行審法に基づく審査請求の対象となる。）。

(2) 審査請求の対象とならない処分（社会復帰促進等事業に係る処分）

労災法第 29 条第 1 項に定める社会復帰促進等事業の一環として行われる事業に係る支給、不支給（承認、不承認を含む。）については、原則として申込みに対する承諾又は不承諾であり、保険給付と異なり処分性はないものと取り扱ってきたが、平成 15 年 9 月 4 日、最高裁第 1 小法廷において、同事業（当時、労働福祉事業）として実施されている労災就学援護費について、保険給付と同様の手続により支給する仕組みとなっていることなどから、その支給決定等は、法を根拠とする優越的地位に基づいて一方的に行う公権力の行使であり、被災労働者や遺族の支給請求権に直接影響を及ぼす法的効果を有するものであるもので、抗告訴訟の対象となる行政処分に該当する旨、判示された。

こうした状況を踏まえ、平成 22 年 12 月 27 日付け基発 1227 第 1 号「社会復帰促進等事業として行われる事業に係る支給、不支給決定等の処分性について」（平成 26 年 7 月 10 日付け基発 0710 第 5 号により一部改正）により、①労災就学援護費の支給又は不支給、②労災就労保育援護費の支給又は不支給、③義肢等補装具費の支給の承認又は不承認、④外科後処置の承認又は不承認、⑤アフターケア健康管理手帳の交付又は不交付、⑥アフターケア通院費の支給又は不支給、⑦労災はり・きゅう施術の承認又は不承認、⑧頭頸部外傷性症候群等に対する職能回復援護の承認又は

不承認、⑨休業補償特別援護金の支給又は不支給、⑩長期家族介護者に対する援護金の支給又は不支給、⑪振動障害者社会復帰援護金の支給又は不支給、⑫労災療養援護金の認定又は不認定については、行審法に基づく審査請求の対象（審査機関：厚生労働大臣）として取り扱うこととされている（これらについては、労審法に基づく審査請求の対象とはならないので留意すること。）。

(3) 平均賃金の決定処分

局長が労基法第12条第8項の規定に基づいて行った平均賃金の決定処分は、保険給付に関する処分ではないので、労審法ではなく、行審法に基づく審査請求の対象となる。ただし、給付基礎日額を不服として保険給付の支給決定の取消を求める審査請求は労審法の審査請求の対象となる。

したがって、審査請求人の申立ての趣旨が保険給付に関する決定の取消しを求めているものか、平均賃金の決定の変更を求めているものかについて十分確認する必要がある。

労基法第 12 条

この法律で平均賃金とは、これを算定すべき事由の発生した日以前 3 箇月間にその労働者に対し支払われた賃金の総額を、その期間の総日数で除した金額をいう。ただし、その金額は、次の各号の一によって計算した金額を下つてはならない。

- 1 賃金が、労働した日若しくは時間によつて算定され、又は出来高払制その他の請負制によつて定められた場合においては、賃金の総額をその期間中に労働した日数で除した金額の百分の六十
 - 2 賃金の一部が、月、週その他一定の期間によつて定められた場合においては、その部分の総額をその期間の総日数で除した金額と前号の金額の合算額
- ② 前項の期間は、賃金締切日がある場合においては、直前の賃金締切日から起算する。
- ③ 前二項に規定する期間中に、次の各号のいずれかに該当する期間がある場合においては、その日数及びその期間中の賃金は、前二項の期間及び賃金の総額から控除する。
- 1 業務上負傷し、又は疾病にかかり療養のために休業した期間
 - 2 産前産後の女性が第 65 条の規定によつて休業した期間
 - 3 使用者の責めに帰すべき事由によつて休業した期間
 - 4 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成 3 年法律第 76 号）第 2 条第 1 号に規定する育児休業又は同条第 2 号に規定する介護休業（同法第 61 条第 3 項（同条第 6 項において準用する場合を含む。）に規定する介護をするための休業を含む。第 39 条第 8 項において同じ。）をした期間
 - 5 試みの使用期間
- ④ 第 1 項の賃金の総額には、臨時に支払われた賃金及び三箇月を超える期間ごとに支払われる賃金並びに通貨以外のもので支払われた賃金で一定の範囲に属しないものは算入しない。
- ⑤ 賃金が通貨以外のもので支払われる場合、第 1 項の賃金の総額に算入すべきものの範囲及び評価に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。
- ⑥ 雇入後三箇月に満たない者については、第 1 項の期間は、雇入後の期間とする。
- ⑦ 日日雇い入れられる者については、その従事する事業又は職業について、厚生労働大臣の定める金額を平均賃金とする。
- ⑧ 第 1 項乃至第 6 項によつて算定し得ない場合の平均賃金は、厚生労働大臣の定めるところによる。

(注) 平均賃金(局長の決定)に相当する額を給付基礎日額として行った労災保険給付に関する処分について審査請求が行われ、当該不服が平均賃金の決定そのものを内容としている場合の事務処理については、下記のとおりとすること。

ア 局長が平均賃金を決定するに当たり、審査請求人に対し決定通知を行っている場合

(7) 平均賃金決定について、行審法に基づく厚生労働大臣に対する審査請求期間を徒過し処分が確定している事件については、当該平均賃金に相当する額を給付基礎日額とすることが適当であるか否かのみについて判断するものとし、平均賃金の内容そのものについての判断は要しないこと。

(イ) 平均賃金の決定処分について厚生労働大臣に対して行審法に基づく審査請求がなされている場合には、その裁決をまって上記(7)の処理を行うこと。

イ 局長が平均賃金を決定するに当たり、何らかの事情により、審査請求人に対し決定通知を行っていない場合

現に労審法上の審査請求が行われており、又は今後行われた場合には、関係部署と連携をとり、改めて審査請求人に対して平均賃金の決定通知を行った上で、平均賃金に対する不服については、行審法により行うべきものであることを説明し、労審法上の審査請求を取り下げるよう指導すること。

なお、当該指導にもかかわらず、労審法上の審査請求を取り下げない場合には、平均賃金の決定処分が確定するのをまって、上記アにより処理を行うこと(平成2年3月27日付け事務連絡)。

(4) 審査請求の対象となる保険給付に関する決定

審査請求の対象となる処分は、次表のとおりである。

(業務災害関係)

保険給付に関する決定	労災法等条文	労災則等条文
療養補償給付の支給又は不支給決定	12条の8第2項	12条、12条の2
休業補償給付の支給又は不支給決定	12条の8第2項	13条
障害補償給付の支給又は不支給決定	12条の8第2項	14条の2
障害補償年金の変更又は不変更決定	15条の2	14条の3
遺族補償給付の支給又は不支給（転給又は不転給）決定	12条の8第2項、 16条、16条の2、 16条の4	15条の2、15条の4
遺族の数に増減を生じたとき又は遺族が妻のみである場合の遺族補償年金の額の改定又は不改定決定	16条の3第3項・ 第4項	
失権による遺族補償年金の不支給決定	16条の4第1項、16 条の9第4項後段	
所在不明による遺族補償年金の支給停止又は不停止の決定 所在不明による支給停止又はその解除に伴う遺族補償年金の額の改定決定	16条の5第1項、 16条の5第3項に おいて準用する法 第16条の3第3項	
葬祭料の支給又は不支給決定	12条の8第2項	17条の2
傷病補償年金の支給又は不支給決定	12条の8第3項	
傷病補償年金の変更又は不変更決定	18条の2	
介護補償給付の支給又は不支給決定	12条の8第4項	18条の3の5
未支給の保険給付の支給又は不支給決定	11条第1項・第2 項	10条
障害補償年金差額一時金の支給又は不支給決定	58条	附則21項 ～附則23項
障害補償年金前払一時金の支給又は不支給決定	59条	附則26項 ～附則28項
遺族補償年金前払一時金の支給又は不支給決定	60条	附則33項
労災保険の保険給付の特例に関する経過措置に基づく保険給付の決定	整備法18条、18条 の2	整備省令7条

(通勤災害関係)

保険給付に関する決定	労災法等条文	労災則等条文
療養給付の支給又は不支給決定	22 条	18 条の 5、18 条の 6
休業給付の支給又は不支給決定	22 条の 2	18 条の 7
障害給付の支給又は不支給決定	22 条の 3	18 条の 8
障害年金の変更又は不変更決定	22 条の 3 第 3 項において準用する法第 15 条の 2	18 条の 8 第 4 項において準用する則第 14 条の 3
遺族給付の支給又は不支給（転給又は不転給）決定	22 条の 4、同条第 3 項において準用する法第 16 条の 2、第 16 条の 4	18 条の 9、18 条の 10
遺族の数に増減を生じたとき又は遺族が妻のみである場合の遺族年金の額の改定又は不改定決定	22 条の 4 第 3 項において準用する法第 16 条の 3	
失権による遺族年金の不支給決定	22 条の 4 第 3 項において準用する法第 16 条の 4、第 16 条の 9	
所在不明による遺族年金の支給停止又は不停止の決定 所在不明による支給停止又はその解除に伴う遺族年金の額の改定決定	22 条の 4 第 3 項において準用する法第 16 条の 5 第 1 項、22 条の 4 第 3 項において準用する法第 16 条の 5 第 3 項	
葬祭給付の支給又は不支給決定	22 条の 5	18 条の 12
傷病年金の支給又は不支給決定	23 条	
傷病年金の変更又は不変更決定	23 条第 2 項において準用する法第 18 条の 2	
介護給付の支給又は不支給決定	24 条	18 条の 15
未支給の保険給付の支給又は不支給決定	11 条第 1 項・第 2 項	10 条
障害年金差額一時金の支給又は不支給決定	61 条	附則 35 項・36 項

保険給付に関する決定	労災法等条文	労災則等条文
障害年金前払一時金の支給又は不支給決定	62 条	附則 38 項
遺族年金前払一時金の支給又は不支給決定	63 条	附則 41 項
(二次健康診断等給付関係)		
二次健康診断等給付の支給又は不支給決定	26 条	18 条の 19

2 審査請求人

審査請求は、保険給付に関する決定に不服のある者がすることができる（労災法第 38 条第 1 項）が、この保険給付に関する決定に不服がある者、すなわち審査請求人適格を有する者とは、行政庁が行った処分により、直接、自己の法律上の権利又は利益を侵害されたとする者をいう。

なお、事業主は、事業主としての立場においてはいかなる意味でも審査請求人とはなり得ないが、葬祭を行った者としての立場においては、当該葬祭料（又は葬祭給付）の給付に係る決定につき、審査請求人となり得る。

(1) 審査請求人適格を有する者の例

- ア 原処分を受けた者
- イ 原処分を受けた者（遺族補償給付の不支給決定を受けた者を除く。）が審査請求前に死亡した場合で、保険給付に係る権利を承継した者
- ウ 行方不明となっている遺族補償給付受給権者の財産管理人

(2) 審査請求人適格を有しない者の例

- ア 給付額が少ないと同情した同僚労働者
- イ 第三者行為災害の加害者又はその者を使用し若しくは使用していた者
- ウ 療養の給付としての医療費の査定に不服がある医療機関、薬局
- エ 遺族補償年金の受給資格者

3 代理人

審査請求人は、自ら委任した代理人によって審査請求をすることができる（労審法第 9 条の 2 第 1 項）。

(1) 任意代理人

- ア 任意代理人の場合には、その代理権を明確にするため、委任状を提出させなければならない（労審令第 4 条第 4 項、第 5 条第 3 項）。

任意代理人については、例えば弁護士に限るという資格の制限はない。委任状に